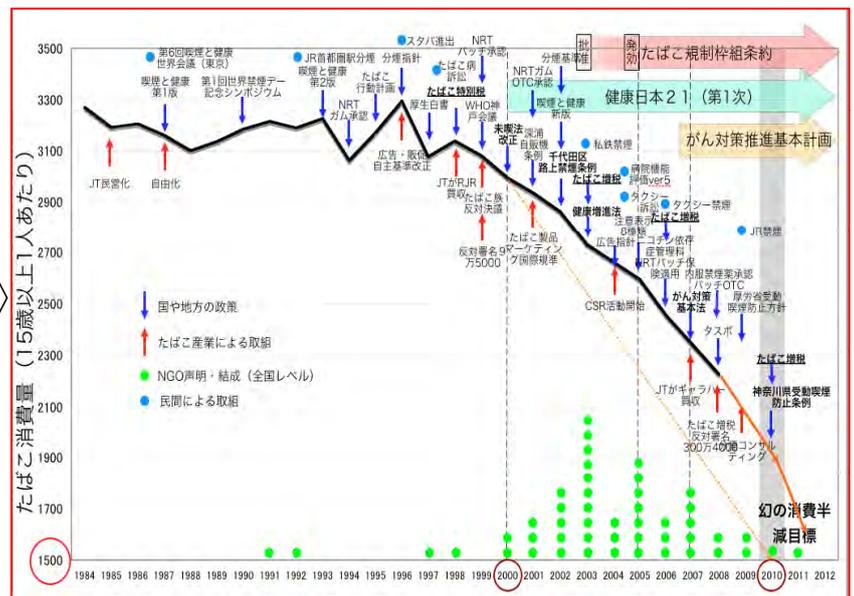
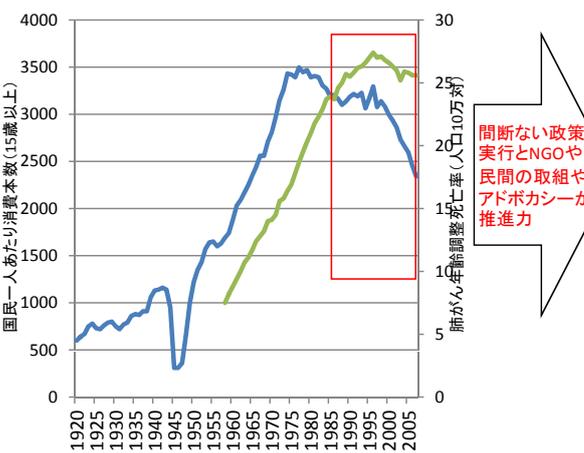


「喫煙と受動喫煙を減らす」～FCTCと同じ考え方

設定の意義	「現代」を喫煙による健康被害から守るための指標(短期的)	「次世代」を喫煙による健康被害から守るための指標(中・長期的) たばこ対策全体の効果の評価指標	「すべての国民」を受動喫煙から守るための指標(短期的、中・長期的指標) 「たばこのない社会」という社会通念の確立
設定の必要性	喫煙者における年間12～13万人の超過死亡、社会損失の増大(数兆円)>たばこ税収2兆円 タイムラグにより今減らさなければ将来の負担増	未成年の喫煙は健康影響が大、依存形成が早く、喫煙継続に繋がりがやすい 妊婦喫煙は胎児・乳幼児曝露による影響大	非喫煙者における年間6,800人の超過死亡(肺がん、虚血性心疾患、うち半数は職場の受動喫煙に起因)
指標	成人の喫煙率	未成年の喫煙率、妊婦の喫煙率	受動喫煙の曝露状況
目標値	喫煙率の約4割減(19.5% → 12.2%) 	未成年者の喫煙をなくす 妊婦の喫煙をなくす 妊娠中喫煙率 7.5%(H18)	・行政機関・医療機関での受動喫煙をなくす ・受動喫煙のない職場の実現(新成長戦略) ・家庭・飲食店における受動喫煙は半減(喫煙率の減少を反映させ、さらに半減)
目標の考え方	禁煙したい人がすべてやめる	未成年者喫煙禁止法、健康日本21・すこやか親子21の目標の保持	受動喫煙の曝露を減らす(他者危害の防止)
データソース	国民・健康栄養調査	厚生労働科学研究の研究班調査	国民・健康栄養調査 職場における受動喫煙防止対策に係る調査

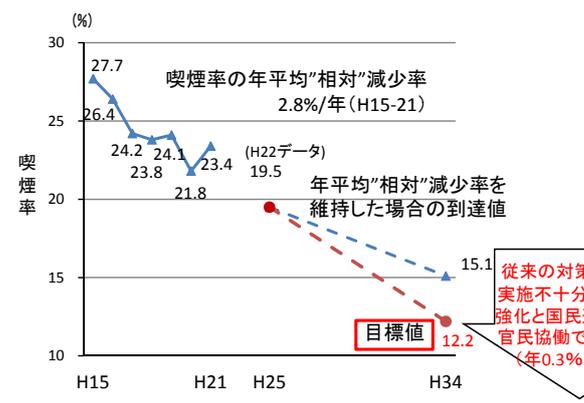
(第21回日本禁煙推進医師歯科医師連盟での中村正和先生スライドを元に加筆・改変)

成果(アウトカム)指標として「たばこ目標」の達成根拠



WHOたばこ規制枠組条約(FCTC)の締約国は、国際的な責務として条約の完全履行が求められている。特に条約に謳われている「喫煙と受動喫煙の低減」に短期的効果があるのは次の政策である。(・はガイドライン策定)

- ・価格・課税政策(第6条)
- ・受動喫煙防止(第8条)
- ・教育・啓発(第12条)
- ・広告・宣伝の禁止(第13条)
- ・警告表示(第11条)
- ・禁煙支援・治療(第14条)
- ・未成年のアクセス防止(第16条)



<参考> たばこ目標(19.5%→12.2%)は、従来の減少傾向(年2.8%の相対減少率)に加え、不十分な対策の中程度の充実による加速化(年0.5%の相対減少率)で達成可能

FCTCの条項と所管官庁、関連法規	わが国の現状	FCTCで求められる内容	喫煙率減少への最大効果～諸外国のモデル例	厚労省で実現可能な控えめ試算(中程度)	
価格・課税政策(6条): 財「たばこ事業法」	2010年に約110円引き上げられるも国際的に安い、税制改正大綱	喫煙を短期に減らす最良の方法。消費量、喫煙率の減少、青少年喫煙の抑止、格差縮小	喫煙率の価格弾力性0.1～0.3	?	?
受動喫煙防止(8条): 厚「健康増進法、労働安全衛生法」	健康増進法、労働安全衛生法、条例、分煙可、努力義務	職場・公共場所・交通機関の100%禁煙、分煙不可、法的	強力(100%禁煙)で職場6%減、飲食店3%減、喫煙室設置で低減効果は1/3	喫煙室設置による実現で、職場2%、飲食店1%(要予算)	100%禁煙職場で6%(予算不要)
警告表示(11条): 財「たばこ事業法」	箱の主要面30%に8種の注意文言、文字のみ	明瞭で効果的な警告、主要面の50%以上(最低30%)、写真や絵	強力(大きく太字画像付)で喫煙率2%減、開始率1%減、禁煙率4%増	?	?
教育・啓発(12条): 厚「健康増進法」・文	民間企業や団体の広告・パブリシティのみ、政府キャンペーンなし、自治体事業に委ねる	喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する教育・啓発	強力(1人あたり1US\$で大々的に)6.5%	10分の1以下予算で0.5%(要予算)	?
広告・宣伝禁止(13条): 財「たばこ事業法」	広告指針のみで業界による自主規制	たばこの広告・販促・後援活動の包括的禁止	強力(包括的的全面禁止)で喫煙率5%減、開始率6%減、禁煙率3%増	?	?
禁煙支援・治療(14条): 厚	禁煙治療の保険適用、学会ガイドラインのみ、その他不十分	禁煙治療のガイドライン作成・普及、CP高い包括的実施	強力(保険適用、キットライン、短時間介入)で喫煙率4.75%減、禁煙率39%増	中程度実現で2%(要予算)	?
未成年のアクセス防止(16条): 警「未成年者喫煙禁止法」・財「たばこ事業法」	自販機にタスポ導入、対人販売に際し成人証明の提示義務なし	未成年に対するたばこ販売の禁止	強力(遵守チェック、厳重罰則、強力周知、自販機撤廃)未成年の喫煙率と開始率30%減	?	?

(次期健康づくりプラン専門委員会への中村正和先生参考資料を基に大幅加筆・改変)

”スモークフリーポリシー”

たばこの煙にさらされることからの保護
= 「ユニバーサル・プロテクション」

- 非喫煙者～喫煙者～その家族
- 事業主～従業員～顧客
- 乳幼児～大人～弱者/病人

すべての人を
法の下に平等
に保護するためには

★企業(国)は、従業員(国民)の健康を犠牲にして
収益(税収)を上げる構造からの転換をすべきか!